

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第四章 メーデー対策

厚生省では四月二三日閣議の了解をえて「五月一日の東京の皇居前広場と京都外苑はどの団体の行事にも使用を許可しない」ことに決定、警視庁でも日比谷公園を解散地とするデモ・コースは「昨年と同様な不祥事件が発生するおそれがある」としてその変更を要求し、三〇日には田中警視總監の次のような談話を発表した。

秩序正しい集会および示威行進に対しては警察は少しも干渉するものではないが、昨年の皇居前広場ソウジョウ事件にかんがみ警察庁としては再びかかる不祥事件を繰返すことのないよう万全の警戒体制をもってこれに臨みます。メーデー参加の勤労者の皆さんは一部不穏分子の策動に乗ぜられないよう各自の責任ある行動を希望します。

なお不測の事態にそなえて当日は皇居前広場および日比谷公園は立入り禁止となっており、さらに状況によってはこの地域周辺の交通制限を行うので都民の皆さんには非常に不便をかけるものと思いますが、混乱をさけ無関係な第三者に対する被害を防止するためでありますから御協力をお願いします。

万一事態発生ときは、警察官の指示に従い待避その他冷静な行動をとられるよう希望します。

そして当日は皇居広場、日比谷公園の立入り禁止や、バリケードの急造、二万二〇〇〇人の武装警官の配置など警戒はげん重をきわめた。これに対して強い批判がでたが田中警視總監は次のような談話を発表して「警察力の備え」を自讃した。

今年のメーデーが平静に終わったことについては、先ず実行委員会の自主的統制力を高く評価したい。実行委員会との交渉に当って、警視庁としては当初実行委を信用出来ないような態度もとり交渉も長びいたが、これは昨年の苦い経験を繰返したくないと考えたからだ。しかし最後には大英断で実行委を信用することにした。

警戒態勢は国警から初めて一〇〇〇人の応援を得ておいたほどのものものしさとなったが、これは警戒手薄で騒動が起きた場合場所が首都であるだけに諸外国に与える影響も大きくそれをハカリにかければ仰々しすぎるという評はあたらぬ。過激情報におどらされたのではないかという批評もきいたがそんなことはない。現に竹やりなど多数を押収している。如何に実行委の統制に信をおいても、その統制力をバックアップするだけの警察力の備えがなかったら、このように平静に終り得るとだれが言えるだろう。

なお総評による「皇居前広場使用不許可処分の取消し」訴訟は、二七日、総評が敗訴したが、その判決理由は次のとおりである。

皇居前広場は国の所有であるが、国有財産法によって公共の用に供された国民公園であることは争いがない。同広場は昭和二一年から二五年までメーデーその他の集会に許可さ

れたことは公の事実だ。同広場は国会の決議によってその性質に適した方法で積極的に公衆の利用に供することがきめられたものであるから、政府がその管理権によって使用方法自体を規定することはできない。中央メーデーは集会の一つであるから同広場を会場として利用することは広場の性質に合致するもので、何らかの正当な理由がなければ使用申請を拒めないわけだ。

ところで政府の不許可の理由は昨年メーデー事件以後国家的行事に限ることにしたことを一つの理由に挙げているが、これは政府の内部的な意思決定であって越権行為だ。したがって不許可の理由にならない。また許可しない治安上の理由は集会そのものの拒否につき治安当局の考えるべきことにすぎない。

次に総評側の政府の行政処分取消し申請について考えると、元来この取消請求は取消を求める利益を有することを前提とするものであり、政府の不許可処分によって原告(総評)が権利を侵害されているかどうかによって決まる。政府は国会の議決に基づき広場を直接公共の用に供しなければならぬ義務があるわけだが、この義務は行政上の義務であるにとどまり、その結果同広場を利用する人、団体のために当然に使用権が設定されるものではない。広場の使用は管理者である政府が前述の義務履行の結果による反射的利益にすぎない、と解釈すべきだ。政府の許可によって初めて使用権が生れるとする見方が正しいのだから、こんどの違法な不許可処分によって原告総評が広場について何等かの使用権を侵害されるということはない。

次にこんどの不許可処分は、また中央メーデーの集会そのものを対象としたものでなく、単に同広場を使わせないというだけのものだから、憲法にある集会の自由や団体行動権を侵したものでもない。要するにこんど政府の行った不許可処分の違法が原告の法令上の権利を侵害するものでない以上原告がこの取消請求をする法律上の利益を有しないといえる、だからこの訴訟を却下する。

また昨年同種訴訟に対しても、最高裁判所は次のような判決理由で総評の上告を棄却した。

政府は昨年五月一日の皇居前広場使用を許可しなかっただけで将来にわたって禁止したものでないことは明らかである。だからこの訴えは期日がすぎたため判決を求める法律上の利益を失ったものといわなければならない。原判決(東京高裁)は総評の請求をすでに実益ないものとして棄却の裁判をしたもので裁判そのものを拒んだものでもない。結局原判決はこの訴えのような訴訟はきまった日時までに確定判決をうけることも不可能ではないと判断したものであるから正当であって上告は理由がない。

この判決理由には「同広場の使用不許可処分は違憲でない」という最高裁の次のような意見がつけられている(栗山裁判官を除く)。

皇居前広場は国有財産法にいう「公共福祉用財産」であって、国民がひとしく利用出来るものであるが、その利用はそれが公共の用に供せられる目的、性質にそってきめられなければならない。国民公園管理規則は皇居前広場などの公園が集会やデモ行進のために使われる場合に管理上の必要から厚生大臣の許可が必要だとしたものである。ところで問題になっている不許可処分は、広場の管理上の必要からメーデーのための集会デモ行進に使用することを許可しなかったのであって、表現の自由、団体行動権そのものを制限することを目的としたものでないことは明かだ。これは管理権の適正な運用を誤ったものでなく、その不許可処分の結果、広場が集会、デモ行進に使えなくなったとしても、憲法に保障された集会、表現などの自由や労働者の団結権を侵害したものであるとはいえない。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

